

「かぎん安心つなぐ信託」および「かぎん想い贈る信託」約款変更予定に関する公告

2019年10月4日

委託者・受益者 各位

鹿児島市金生町6番6号
株式会社鹿児島銀行
取締役頭取 松山 澄寛

弊行が提供しております「かぎん安心つなぐ信託」および「かぎん想い贈る信託」の約款を下記の通り変更いたしますので、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条第一項に基づき公告いたします。

記

1. 変更の対象となる商品名称

「かぎん安心つなぐ信託（遺言代用信託）」
「かぎん想い贈る信託（暦年贈与型信託）」

2. 約款変更効力発生日

2019年11月6日

3. 約款変更を行う理由

2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に対応するため、「かぎん安心つなぐ信託（遺言代用信託）」約款および「かぎん想い贈る信託（暦年贈与型信託）」約款の変更対応を行う。

4. 九州財務局長の認可を受けた年月日

2019年9月26日

5. 異議申し立ての方法について

本件に対し異議のある委託者または受益者は、本公告掲載の翌日から1ヶ月以内に、弊行本支店窓口までお申し出ください。

かかる期間内に委託者または受益者が異議を述べた場合、受益者は、「かぎん安心つなぐ信託（遺言代用信託）」約款第28条第4項、および「かぎん想い贈る信託（暦年贈与型信託）」約款第28条第4項に従い本信託を終了させることができます（受益者が受託者に対して受益権の買取請求を行った場合にも、当該終了手続をもってこれに代えさせていただきます。）。

6. 変更の内容

「かぎん安心つなぐ信託（遺言代用信託）」

変更前	変更後
<p>第 17 条（信託の終了、信託の分割）</p> <p>1 <省略></p> <p>2 受託者は、次のいずれかに該当するときは、委託者および受益者に通知することにより、何らの催告を要することなく、本信託を終了することができるものとします。なお、本項の規定による本信託の終了により委託者および受益者に生じた損害について受託者は責任を負いません。</p> <p>①委託者または受益者が第 25 条第 1 項から第 3 項までの規定を遵守せずまたはこれに違反したとき</p> <p>②税制の変更、経済情勢の変化、天災地変、戦争、内乱、騒乱その他の相当の事由により信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能または著しく困難となったと受託者が認めたとき</p> <p><u><新設></u></p>	<p>第 17 条（信託の終了、信託の分割）</p> <p>1 <省略></p> <p>2 <同左></p> <p>①<同左></p> <p>②<同左></p> <p>③<u>本信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると受託者が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で受託者が本信託の解約が必要と判断した場合</u></p>
<p><u><新設></u></p>	<p>第 18 条の 2（マネー・ローンダリング等に係る取引の制限）</p> <p>1 <u>受託者は、委託者または受益者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。</u> <u>委託者または受益者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、追加信託および本信託の全部または一部の解約等のこの約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>2 <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する委託者または受益者の回答、具体的な取引の内容、委託者または受益者の説明内容およびそ</u></p>

	<p><u>の他の事情を考慮して、受託者がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、追加信託および本信託の全部または一部の解約等この約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるいづれの取引の制限についても、委託者または受益者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと受託者が認める場合、受託者は当該取引の制限を解除します。</u></p>
第 19 条（信託財産の交付）	<p>第 19 条（信託財産の交付）</p> <p>1 <u>前条各号に掲げる事由により本信託が終了した場合には、（以下省略）</u></p> <p>2 <省略></p> <p>3 <省略></p> <p>4 受益者は、前三項の規定により本信託の信託財産の交付を受ける場合には、受託者の求めに応じ、受託者所定の書面に指定口座の印鑑により記名押印して提出するものとします。なお、第 17 条第 2 項各号に掲げる事由に該当することにより<u>前条第 3 号に掲げる事由により本信託が終了する場合には、（以下省略）</u></p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、<u>前条第 10 号に掲げる事由により本信託が終了した場合には、遺留分権利者の指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。なお、（i）前条第 7 号に掲げる事由により本信託が終了した場合における受益権等または（ii）前条第 8 号に掲げる事由により本信託が終了した場合における、受益権の放棄を行った第二受益者が（a）一時金受取人である場合には一時金のうち申込書記載の割合その他この約款に定める方法により、（b）定期定額金受取人である場合には定期定額金のうち申込書記載の割合その他この約款に定める方法により、委託者が指定する割合にそれぞれ相当する</u></p> <p>1 <u>第 18 条各号に掲げる事由により本信託が終了した場合には、（以下省略）</u></p> <p>2 <省略></p> <p>3 <省略></p> <p>4 受益者は、前三項の規定により本信託の信託財産の交付を受ける場合には、受託者の求めに応じ、受託者所定の書面に指定口座の印鑑により記名押印して提出するものとします。なお、第 17 条第 2 項各号に掲げる事由に該当することにより<u>第 18 条第 3 号に掲げる事由により本信託が終了する場合には、（以下省略）</u></p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、<u>第 18 条第 10 号に掲げる事由により本信託が終了した場合には、遺留分権利者の指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。なお、（i）第 18 条第 7 号に掲げる事由により本信託が終了した場合における受益権等または（ii）第 18 条第 8 号に掲げる事由により本信託が終了した場合における、受益権の放棄を行った第二受益者が（a）一時金受取人である場合には一時金のうち申込書記載の割合その他この約款に定める方法により、（b）定期定額金受取人である場合には定期定額金のうち申込書記載の割</u></p>

<p>信託財産に係る受益権等は、委託者の相続財産を構成するものとして取り扱われ、当該委託者の相続人（受遺者等の承継者を含みます）が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。また、<u>前条第9号</u>に掲げる事由により本信託が終了した場合における受益権は、各第二受益者の相続財産を構成するものとして取り扱われ、当該第二受益者の相続人（受遺者等の承継者を含みます）が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。</p> <p>6 <省略></p>	<p>合その他この約款に定める方法により、委託者が指定する割合にそれぞれ相当する信託財産に係る受益権等は、委託者の相続財産を構成するものとして取り扱われ、当該委託者の相続人（受遺者等の承継者を含みます）が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。また、<u>第18条第9号</u>に掲げる事由により本信託が終了した場合における受益権は、各第二受益者の相続財産を構成するものとして取り扱われ、当該第二受益者の相続人（受遺者等の承継者を含みます）が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。</p> <p>6 <省略></p>
<p>第25条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1～3 <省略></p> <p>4 前三項の規定を遵守せず<u>または</u>これに違反した場合には、受託者は、委託者および受益者に通知することにより何らの催告を要することなく、本信託を終了することができるものとします。なお、本項の規定により本信託を終了した場合に、受託者は、委託者および受益者に生じた損害について責任を負わず、委託者および受益者は、受託者が被った一切の損害、損失、費用等を賠償または補償します。</p>	<p>第25条（反社会的勢力、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の排除）</p> <p>1～3 <省略></p> <p>4 前三項の規定を遵守せず<u>もしくは</u>これに違反した場合は本信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、もしくはそのおそれがあると受託者が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で受託者が本信託の解約が必要と判断した場合には、受託者は、委託者および受益者に通知することにより何らの催告を要することなく、本信託を終了することができるものとします。なお、本項の規定により本信託を終了した場合に、受託者は、委託者および受益者に生じた損害について責任を負わず、委託者および受益者は、受託者が被った一切の損害、損失、費用等を賠償または補償します。</p>

「かぎん想い贈る信託（暦年贈与型信託）」

変更前	変更後
<p>第 17 条（信託の終了、信託の分割）</p> <p>1 <省略></p> <p>2 受託者は、次のいずれかに該当するときは、委託者および受益者に通知することにより、何らの催告を要することなく、本信託を終了することができるものとします。なお、本項の規定による本信託の終了により委託者および受益者に生じた損害について受託者は責任を負いません。</p> <p>①委託者または受益者が第 25 条第 1 項から第 3 項までの規定を遵守せずまたはこれに違反したとき</p> <p>②税制の変更、経済情勢の変化、天災地変、戦争、内乱、騒乱その他の相当の事由により信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能または著しく困難となったと受託者が認めたとき</p> <p>③毎年 1 月末日（当該日が金融機関の休日である場合には、その翌営業日とします）時点において信託元本の残高が 1 万円未満であり、かつ、その後、第 2 条に基づく金銭の追加信託が行われずに 1 年が経過したとき</p> <p><u><新設></u></p>	<p>第 17 条（信託の終了、信託の分割）</p> <p>1 <省略></p> <p>2 <同左></p> <p>①<同左></p> <p>②<同左></p> <p>③<同左></p> <p><u>④本信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると受託者が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で受託者が本信託の解約が必要と判断した場合</u></p>
<p><u><新設></u></p>	<p><u>第 18 条の 2（マネー・ローンダリング等に係る取引の制限）</u></p> <p>1 <u>受託者は、委託者または受益者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。</u></p> <p><u>委託者または受益者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、追加信託および本信託の全部または一部の解約等のこの約款にもとづく取引の一部を制限する</u></p>

	<p><u>場合があります。</u></p> <p>2 <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する委託者または受益者の回答、具体的な取引の内容、委託者または受益者の説明内容およびその他の事情を考慮して、受託者がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、追加信託および本信託の全部または一部の解約等のこの約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>3 <u>前二項に定めるいずれの取引の制限についても、委託者または受益者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと受託者が認める場合、受託者は当該取引の制限を解除します。</u></p>
第 19 条（信託財産の交付） 1 <u>前条各号に掲げる事由により本信託が終了した場合には、（以下省略）</u> 2 <省略> 3 受益者は、前二項の規定により本信託の信託財産の交付を受ける場合には、受託者の求めに応じ、受託者所定の書面に指定口座の印鑑により記名押印して提出するものとします。なお、第 17 条第 2 項各号に掲げる事由に該当することにより <u>前条第 3 号に掲げる事由により本信託が終了する場合には、（以下省略）</u> 4 <省略>	第 19 条（信託財産の交付） 1 <u>第 18 条各号に掲げる事由により本信託が終了した場合には、（以下省略）</u> 2 <省略> 3 受益者は、前二項の規定により本信託の信託財産の交付を受ける場合には、受託者の求めに応じ、受託者所定の書面に指定口座の印鑑により記名押印して提出するものとします。なお、第 17 条第 2 項各号に掲げる事由に該当することにより <u>第 18 条第 3 号に掲げる事由により本信託が終了する場合には、（以下省略）</u> 4 <省略>
第 25 条（反社会的勢力の排除） 1 ~ 3 <省略> 4 前三項の規定を遵守せずまたはこれに違反した場合には、受託者は、委託者および受益者に通知することにより何らの催告を要することなく、本信託を終了することができるものとします。な	第 25 条（反社会的勢力、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の排除） 1 ~ 3 <省略> 4 前三項の規定を遵守せずもしくはこれに違反した場合は本信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、もしくはそのおそれがあ

お、本項の規定により本信託を終了した場合に、受託者は、委託者および受益者に生じた損害について責任を負わず、委託者および受益者は、受託者が被った一切の損害、損失、費用等を賠償または補償します。	ると受託者が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で受託者が本信託の解約が必要と判断した場合には、受託者は、委託者および受益者に通知することにより何らの催告を要することなく、本信託を終了することができるものとします。なお、本項の規定により本信託を終了した場合に、受託者は、委託者および受益者に生じた損害について責任を負わず、委託者および受益者は、受託者が被った一切の損害、損失、費用等を賠償または補償します。
---	---

以上